

条例による事務処理の特例制度に伴う事務移譲交付金交付要綱

制定	平成 12 年 3 月 31 日
改正	平成 14 年 3 月 29 日
改正	平成 15 年 3 月 31 日
改正	平成 16 年 3 月 30 日
改正	平成 17 年 6 月 15 日
改正	平成 18 年 4 月 17 日
改正	平成 18 年 7 月 25 日
改正	平成 19 年 3 月 30 日
改正	平成 20 年 3 月 28 日
改正	平成 21 年 3 月 26 日
改正	平成 22 年 3 月 19 日
改正	平成 23 年 3 月 31 日
改正	平成 24 年 3 月 30 日
改正	平成 25 年 3 月 28 日
改正	平成 26 年 3 月 27 日
改正	平成 27 年 3 月 26 日
改正	平成 28 年 3 月 28 日
改正	平成 29 年 3 月 28 日
改正	平成 30 年 3 月 26 日
改正	平成 31 年 3 月 29 日
改正	令和 2 年 3 月 26 日
改正	令和 3 年 3 月 30 日
改正	令和 4 年 3 月 31 日
改正	令和 5 年 3 月 31 日
改正	令和 6 年 3 月 29 日
改正	令和 7 年 3 月 25 日
改正	令和 7 年 3 月 31 日
改正	令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 県は、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する事務及び県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村教育委員会が処理する事務で、別表第 1 に掲げる事務(以下「移譲事務」という。)及び別表第 2 に掲げる事務(以下「経由事務」という。)に要する経費について、市町村に対し毎年度予算の定めるところにより交付金を交付するものとし、その交付に関しては、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の額の算定)

第 2 条 市町村ごとに交付すべき交付金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 別表第 1 及び第 2 に掲げる事務を処理するに当たり、事務処理件数を算出の基礎と

することが適当でない経費（以下「固定費」という。）として第3条の定めるところにより算出した額

(2) 別表第1及び第2に掲げる事務を処理するに当たり、事務処理件数に応じて要する経費（以下「変動費」という。）として第4条の定めるところにより算出した額

1 固定費及び変動費の額を算出する場合には算出した額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円として計算するものとする。

（固定費の額の算出）

第3条 固定費の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分の定める算式によって算出した額の合計とする。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第1中3の事務	聖籠町、湯沢町	基準額
別表第1中6の事務	新潟市、長岡市、 上越市	基準額
別表第1中19の事務	各町村	基準額 × 当該町村の人口 / (新潟県総人口 - 新潟市総人口)
別表第1中21の事務	新潟市を除く 各市町村	基準額 × 当該市町村の人口 / (新潟県総人口 - 新潟市総人口)
別表第1中28の事務	事務が発生した 市町村	基準額
別表第1中32の事務	風致地区である地 域を管轄する町村	基準額
別表第1中 8 の事 務	新潟市	基準額
別表第1中 21 及び 23の事務	長岡市、上越市	基準額
別表第1中 29の事務	三条市、柏崎市、 小千谷市、見附市、 村上市、燕市、 阿賀野市、胎内市、 弥彦村	基準額 × 当該市町村の人口 / 新潟県総人口
別表第1中 48の事務	新潟市	基準額

別表第1中 86の事務	長岡市、三条市、 柏崎市、十日町市、 村上市、上越市、 聖籠町	基準額 × 当該市町村の人口 / 新潟県総人口
別表第1中 97の事務	三条市、柏崎市、 新発田市、加茂市、 十日町市、村上市、 燕市、糸魚川市、 妙高市	基準額 × 当該市町村の人口 / 新潟県総人口
別表第1中 98の事務	三条市、燕市	基準額 × 当該市町村の人口 / 新潟県総人口
別表第1中 113の事務	三条市、柏崎市、 燕市、胎内市	基準額 × 当該市町村の人口 / 新潟県総人口
別表第1中 166の事務	長岡市、三条市、 新発田市、見附市、 村上市、燕市、 上越市、阿賀野市、 佐渡市、南魚沼市、 胎内市、聖籠町、 湯沢町、刈羽村、 関川村、粟島浦村	基準額 × 当該市町村の人口 / (新潟県総人口 - 新潟市の人口)
別表第1中 238の事務	三条市、新発田市、 加茂市、十日町市、 見附市、燕市、 妙高市、佐渡市	基準額 × 当該市町村の人口 / 新潟県総人口
別表第1中 239の事務	三条市、新発田市、 加茂市、十日町市、 見附市、燕市、 妙高市、佐渡市	基準額 × 当該市町村の人口 / 新潟県総人口
別表第2中 5、6、7、 8、9、10、11、12、 13、14、15、16、17及び 18の事務	新潟市	基準額

全経由事務	各市町村	基準額
全移譲事務 全経由事務	各市町村	〔基準額 × 1 / 4 × (1 / 県内市町村数) + 基準額 × 1 / 4 × (当該市町村の人口 / 新潟県総人口) + 基準額 × 1 / 4 × (当 該市町村の県庁までの距離 / 各団体の県庁 までの距離の合計) + 基準額 × 1 / 4 × (合併前構成団体数 / 111 団体)〕 × 当該 市町村が処理する事務項目数

(変動費の額の算出)

第 4 条 変動費の額は、次の算式によって算出した額の合計とする。

変動費の対象とする事務 1 件当たりの処理単価 × 当該市町村における前年度の
事務処理件数

(算定に用いる数値)

第 5 条 第 3 条及び第 4 条の交付金の算定に用いる数値 (以下「数値」という。) は、次表
のとおりとする。

区 分	数 値
基準額	各区分ごとに別に毎年度知事が定める額
人口	直近の国勢調査人口
処理単価	移譲事務及び経由事務ごとに別に毎年度知事が定める額
事務処理件数	前年度の当該事務を処理した件数

(交付金の額の決定及び交付の時期)

第 6 条 知事は、市町村に交付すべき交付金の額を、原則として、固定費については当該年
度の 6 月末までに、変動費については当該年度の 3 月末までに決定し、市町村長に対し通
知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき決定した交付金を原則として、固定費については当該年度
の 6 月末までに、変動費については年度終了後 30 日以内に交付するものとする。

(事務処理件数等の報告)

第7条 市町村長は次に掲げる事項について、毎年度知事が指定する期日までに別記様式第1号による報告書を作成し、知事に提出するものとする。

- (1) 移譲事務及び経由事務ごとの前年度における事務処理件数
- (2) その他知事が必要と認めて指示した事項

(調整交付金)

第8条 知事は、移譲事務の処理について、訴訟の提起等通常予測し得ない特別の事情が生じたことにより、当該市町村に特別の経費を要すると認めるときは、調整交付金を交付するものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定による調整交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第2号による理由書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による理由書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ調整交付金の額を決定し、当該市町村長に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により決定した調整交付金を、原則として、第6条に定める交付金と合わせて交付するものとする。

(交付金算定の錯誤)

第9条 知事は、第6条第1項の規定により交付金の額を決定し、通知した後において、当該交付金の額の算定の基礎に用いた数値について錯誤があったことを発見し(当該錯誤に係る数値を交付金の算定に用いた年度以降5年度以内に発見した場合に限る。)かつ、当該交付金の額を増加し、又は減少する必要があるときは、当該錯誤があったことを発見した年度又はその翌年度において、交付金の額を増額又は減額させることができる。

- 2 知事は、前項の規定により交付金の額を減額させる場合において、減額すべき額が交付金の額を上回るときその他特別の理由があるときは、当該錯誤に係る市町村と必要な調整を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金に関して必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 市町村長への権限移譲に伴う事務委任交付金交付要綱(平成9年3月12日制定)は廃止する。

附 則(平成14年3月29日改正)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 市町村に交付する平成 14 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 22 の事務 及び米穀小売業の登録等に関する事務	各市町村	$3,752,688 \text{ 円} \times 1 / 111$
別表第 1 中 23 の事務	新発田市、新津市、見附市、豊栄市、上越市、紫雲寺町、豊浦町、聖籠町、亀田町、横越町、小須戸町、越路町、三島町、与板町、中之島町、大潟町、頸城村	$703,936 \text{ 円} \times 1 / 18$
	長岡市	57,312 円
別表第 1 中 31 の事務	新潟市、長岡市及び上越市を除く市	$4,879,680 \text{ 円} \times 1 / 17$
	長岡市及び上越市	$82,816 \text{ 円} \times 1 / 2$
別表第 1 中 34～38 及び 40 の事務、開発行為許可に関する事務及び優良宅地等の認定に関する事務	新潟市を除く都市計画区域を有する市町村	$5,271,552 \text{ 円} \times 1 / 72$
別表第 1 中 39 の事務	新潟市	33,808 円
別表第 1 中 42 及び 43 の事務	長岡市及び上越市	$82,816 \text{ 円} \times 1 / 2$

全移譲事務	各市町村	$(16,253,952 \text{ 円} \times 1 / 3 \times 1 / 111) +$ $(16,253,952 \text{ 円} \times 2 / 3 \times \text{県庁までの距離} /$ $\text{県庁までの距離の合計}) + (3,530,688 \text{ 円} \times 1$ $/ 111)$
-------	------	--

3 平成 14 年度に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 22、23、25、28、35～40、42 及び 43 の事務については県における平成 13 年度の事務処理件数とし、別表第 1 中 31 及び 34 の事務については県における平成 13 年度の事務処理件数に各市町村における平成 13 年度の事務処理件数を加えた件数とする。

ただし、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 14 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 13 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日改正）

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 21 及び 22 の事務については県における平成 14 年度の事務処理件数に各市町村における平成 14 年度の事務処理件数を加えた件数とする。

ただし、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 15 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 14 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日改正）

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 の事務については平成 16 年 1 月から 3 月までの間の電子証明書の発行件数（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 34 条第 6 項の規定に基づき指定認証機関が定める発行手数料の額が平成 16 年 4 月 1 日以降 0 円であるものに係る件数を除く。）を 3 で除して得た数に 12 を乗じて得た数とする。

附 則（平成 17 年 6 月 15 日改正）

- 1 この要綱は、平成 17 年 6 月 15 日から施行する。
- 2 平成 17 年度の固定費の算定に当たっては、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 26 の事務を除き、市町村ごとに、平成 16 年 4 月 1 日時点の 98 団体に対し算出した額と平成 17 年 4 月 1 日時点の 51 団体に対し算出した額を比較し、後者の額が前者の額を下回る場合は、前者の額を交付額とする。ただし、平成 16 年 4 月 2 日以降に合併した市町村にあっては、合併前の各団体（平成 16 年 4 月 1 日時点の 98 団体）に対する算出額の合計額に十分の八を乗じた額と合併後の新団体に対する算出額を比較し、後者の額が前者の額を下回る場合は、前者の額を交付額とする。

附 則（平成 18 年 4 月 17 日改正）

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 17 日から施行する。

- 2 平成 18 年度の固定費の算定に当たっては、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 27 の事務を除き、市町村ごとに、平成 16 年 4 月 1 日時点の 98 団体に対し算出した額と平成 18 年 4 月 1 日時点の 35 団体に対し算出した額を比較し、後者の額が前者の額を下回る場合は、前者の額を交付額とする。ただし、平成 16 年 4 月 2 日以降に合併した市町村にあっては、合併前の各団体（平成 16 年 4 月 1 日時点の 98 団体）に対する算出額の合計額に十分の八を乗じた額と合併後の新団体に対する算出額を比較し、後者の額が前者の額を下回る場合は、前者の額を交付額とする。

附 則（平成 18 年 7 月 25 日改正）

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 市町村に交付する平成 18 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、原則として、当該年度の 12 月末までに行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 1 の事務	三条市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、佐渡市、魚沼市及び弥彦村	$5,571,040 \text{ 円} \times 1 / 10$
	新潟市、長岡市及び上越市	$3,183,312 \text{ 円} \times 1 / 3$

- 3 平成 18 年度に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 の事務については県における平成 17 年度の事務処理件数とする。

ただし、緊急発給に係るものなど平成 18 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 17 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日改正）

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市町村に交付する平成 19 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 184 の事務	柏崎市、十日町市、 聖籠町、田上町、 阿賀町、湯沢町、 津南町、刈羽村	$4,455,552 \text{ 円} \times 1 / 8$
全移譲事務	各市町村	$41,560 \text{ 円} \times$ 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

3 平成 19 年度に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 191 及び A の事務については県における平成 18 年度の事務処理件数とする。ただし、別表第 1 中 184 の事務のうち、平成 18 年 10 月から事務の移譲を行った市村に係る事務処理件数については、県における平成 18 年度の事務処理件数（上半期分）に各市村における平成 18 年度の事務処理件数（下半期分）を加えた件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 19 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 18 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日改正）

- この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 市町村に交付する平成 20 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 95 の 事務	刈羽村	200,000 円
別表第 1 中 184 の事務	新発田市、村上市、 五泉市、阿賀野市、 胎内市、出雲崎町、 粟島浦村	$3,891,104 \text{ 円} \times 1 / 7$
	関川村	51,872 円

全移譲事務	各市町村	40,904 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数
-------	------	---------------------------------

3 平成 20 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 198 の事務については県における平成 19 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 20 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 19 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日改正）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市町村に交付する平成 21 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 184 の事務	南魚沼市、川口町	1,112,368 円 × 1 / 2
全移譲事務	各市町村	40,936 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

3 平成 21 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 204 の事務については県における平成 20 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 21 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 20 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 22 年 3 月 19 日改正）

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市町村に交付する平成 22 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	41,280 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

3 平成 22 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 229 の事務については県における平成 21 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 22 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 21 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日改正）

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 9 条を加える改正は、同年 3 月 31 日から施行する。

2 市町村に交付する平成 23 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	40,880 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

3 平成 23 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 243 の事務については県における平成 22 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 23 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 22 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日改正）

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 市町村に交付する平成 24 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	40,056 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

3 平成 24 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 245 の事務については県における平成 23 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 24 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 23 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日改正）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市町村に交付する平成 25 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	40,152 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

3 平成 25 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 253 の事務については県における平成 24 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 25 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 24 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日改正）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市町村に交付する平成 26 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	40,368 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

- 3 平成 26 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 260 の事務については県における平成 25 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 26 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 25 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日改正）

- この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 市町村に交付する平成 27 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	39,944 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

- 3 平成 27 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 261 の事務については県における平成 26 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 27 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 26 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日改正）

- この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 市町村に交付する平成 28 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	40,344 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

3 平成 28 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 261 の事務については県における平成 27 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 28 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 27 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日改正）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 条の規定は同年 3 月 31 日から施行する。

2 市町村に交付する平成 29 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	39,720 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

3 市町村に交付する平成 28 年度交付金の額は、準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 201 の事務	聖籠町、阿賀町、湯沢町	659,340 円 × 1 / 3

4 平成 29 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 261 の事務については県における平成 28 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 29 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 28 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日改正）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市町村に交付する平成 30 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	40,136 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

- 3 平成 30 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 261 の事務については県における平成 29 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 30 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 29 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日改正）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市町村に交付する平成 31 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	40,280 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

- 3 平成 31 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 261 の事務については県における平成 30 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど平成 31 年度以降も県で処理するものについては、県における平成 30 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日改正）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市町村に交付する令和 2 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により

算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第6条に定める固定費と同時に行う。

事務	交付対象市町村	算式
全移譲事務	各市町村	40,384円×当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

- 3 令和2年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第5条の規定にかかわらず、別表第1中 1 から 261 の事務については県における令和元年度の事務処理件数とする。

なお、2以上の市町村の区域に係るものなど令和2年度以降も県で処理するものについては、県における令和元年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（令和3年3月30日改正）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 市町村に交付する令和3年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第2条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第6条に定める固定費と同時に行う。

事務	交付対象市町村	算式
全移譲事務	各市町村	33,448円×当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

- 3 令和3年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第5条の規定にかかわらず、別表第1中 1 から 261 の事務については県における令和2年度事務処理件数とする。

なお、2以上の市町村の区域に係るものなど令和3年度以降も県で処理するものについては、県における令和2年度事務処理件数に含めないこととする。

附 則（令和4年3月31日改正）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 市町村に交付する令和4年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第2条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未

満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。)を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	33,224 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

- 3 令和 4 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 261 の事務については県における令和 3 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど令和 4 年度以降も県で処理するものについては、県における令和 3 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日改正)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 条の規定は同年 3 月 31 日から施行する。
- 2 市町村に交付する令和 5 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計(500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。)を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 184 の事務	長岡市	418,000 円
	燕市	222,000 円
全移譲事務	各市町村	32,988 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

- 3 市町村に交付する令和 4 年度交付金の額は、準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計(500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。)を加算して交付する。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 184 の 事務	三条市、柏崎市、 新発田市、見附市、 阿賀野市、胎内市、 弥彦村、出雲崎町、 刈羽村	$1,998,000 \text{ 円} \times 1 / 9$
	新潟市	614,000 円
	上越市	418,000 円

4 令和 5 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 261 の事務については県における令和 4 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど令和 5 年度以降も県で処理するものについては、県における令和 4 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日改正）

- この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 条の規定は同年 3 月 31 日から施行する。
- 市町村に交付する令和 6 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計(500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。)を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 184 の 事務	加茂市、十日町市、 糸魚川市、妙高市、 五泉市、佐渡市、 魚沼市、南魚沼市	222,000 円
全移譲事務	各市町村	$32,508 \text{ 円} \times \text{当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数}$

- 市町村に交付する令和 5 年度交付金の額は、準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計(500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。)を加算して交付する。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 184 の 事務	村上市	222,000 円

4 令和 6 年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 中 1 から 264 の事務については県における令和 5 年度の事務処理件数とする。

なお、2 以上の市町村の区域に係るものなど令和 6 年度以降も県で処理するものについては、県における令和 5 年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日改正）

この要綱は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日改正）

- この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 条の規定は同年 3 月 31 日から施行する。
- 市町村に交付する令和 7 年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第 6 条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 184 の 事務	小千谷市、田上町 阿賀町、津南町	222,000 円
全移譲事務	各市町村	32,776 円 × 当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数

- 市町村に交付する令和 6 年度交付金の額は、準備経費として、第 2 条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計（500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円とする。）を加算して交付する。

事 務	交付対象市町村	算 式
別表第 1 中 184 の 事務	聖籠町、湯沢町、 粟島浦村	222,000 円

4 令和7年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第5条の規定にかかわらず、別表第1中 1から 264 の事務については県における令和6年度の事務処理件数とする。

なお、2以上の市町村の区域に係るものなど令和7年度以降も県で処理するものについては、県における令和6年度の事務処理件数に含めないこととする。

附 則（令和8年3月31日改正）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 市町村に交付する令和8年度交付金の額は、初年度の準備経費として、第2条により算出した額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する区分に定める算式によって算出した額の合計(500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円とする。)を加算して交付する。

準備経費の額の決定及び交付は、第6条に定める固定費と同時に行う。

事 務	交付対象市町村	算 式
全移譲事務	各市町村	$34,024 \text{ 円} \times \text{当該市町村が新たに移譲を受けた事務項目数}$

3 令和8年度から新たに移譲した事務に限り、交付金の算定に用いる事務処理件数は、第5条の規定にかかわらず、別表第1中 1から 266 の事務については県における令和7年度の事務処理件数とする。

なお、2以上の市町村の区域に係るものなど令和8年度以降も県で処理するものについては、県における令和7年度の事務処理件数に含めないこととする。

別記第1号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

新潟県知事 様

市（町・村）長
（担当課名）

年度事務移譲交付金の算定に係る事務処理件数の報告

このことについて、別紙のとおりです。

別記第2号様式（第8条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

新潟県知事 様

市（町・村）長
（担当課名）

調整交付金に係る理由書

このことについて、下記のとおり提出します。

記

- 1 対象となる移譲事務
- 2 事務の概要及び調整交付金を必要する理由
- 3 所要経費及び積算根拠
- 4 関係書類
別紙のとおり

別表第1(第1条関係)

No	移譲事務
1	(削除)
2	(削除)
3	商品表示の監視に関する事務
4	県立自然公園内の工作物の新築等の行為の規制に関する事務
5	(削除)
6	新潟県生活環境の保全等に関する事務
7	浄化槽法の規定による知事権限に関する事務
8	(削除)
9	看護職員の業務従事届の受理に関する事務
10	医療法に係る許可等に関する事務
11	診療放射線技師法の照射録に関する事務
12	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師等以外の者の業務の停止及び禁止に関する事務
13	特定毒物使用者の指定、立入検査等に関する事務
14	(削除)
15	特定毒物実地指導員の指定に関する事務
16	水道法及び新潟県小規模水道条例の規定による水道事業等の監督に関する事務
17	(削除)
18	(削除)
19	墓地、納骨堂、火葬場の経営等の許可等に関する事務
20	新潟県食品衛生条例に係る営業の届出等に関する事務
21	公共の場所における動物の死体発見の通報受理、収容に関する事務
22	(削除)
23	商工会議所による特定商工業者に対する負担金賦課の許可に関する事務
24	農事組合法人の成立等の届出の受理に関する事務
25	農住組合の設立認可等に関する事務
26	準用河川に係る国有地の管理等に関する事務
27	河川法第16条の3第1項の規定により市町村長が行う河川工事に係る登記の囑託に関する事務
27	市町村が管理する国道の用に供する国有財産(土地)に係る登記の囑託に関する事務
28	市町村道の用に供されている国有地の境界確定等に関する事務

No	移譲事務
29	法定外公共物の管理等に関する事務
30	遊休土地に係る措置に関する事務
31	路外駐車場設置に関する事務
32	風致地区内における建築等の行為の許可等に関する事務
33	土地区画整理事業の認可等に関する事務
34	土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可に関する事務
35	都市計画決定等のための試掘等の許可に関する事務
36	都市計画施設区域内の建築の許可等に関する事務
37	市街地開発事業等予定区域内における建築等の制限に関する事務
38	(削除)
39	市街地再開発事業施行区域内の建築等の制限に関する事務
40	土地、物件の引渡又は物件移転の代執行等に関する事務
41	市街地再開発事業の施行者に対する監督等に関する事務
42	拠点整備促進区域内の建築行為等の許可及び土地の買取り等に関する事務
43	(削除)
44	(削除)
1	特定非営利活動法人の設立・運営・監督に関する事務
5	標準価格の表示に関する事務
7	売惜しみ緊急措置法に係る指定物資に関する事務
8	(削除)
8	不当景品類及び不当表示防止法に係る違反事業者に関する事務
9	大規模開発行為に関する事務
11	国立・国定公園に関する事務
12	県立自然公園に関する事務
13	温泉法に関する事務
14	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する事務
17	第一種指定化学物質の排出量等の把握等に関する事務
21	特定工場等に関する規制等の事務
23	土壌及び地下水の汚染の防止に係る規制等の事務
27	浄化槽の設置・使用等に関する事務

No	移譲事務
29	火薬類の取締事務
30	猟銃等の規制事務
32	液化石油ガス法に関する事務
33	高圧ガス保安法に関する事務
34	(削除)
35	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する事務
38	戦傷病者手帳の交付等に関する事務(戦傷病者の補装具に関する事務)
48	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬局)関係事務
49	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(卸売販売業及び薬種商販売業)関係事務
50	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医療機器販売業及び貸与業)関係事務
51	(削除)
53	(削除)
58	(削除)
59	受胎調節実地指導員の指定等に関する事務
61	精神障害者保健福祉手帳に関する事務
64	興行場業に関する事務
65	クリーニング業に関する事務
66	理容業に関する事務
67	美容業に関する事務
77	簡易専用水道に関する事務
78	貯水槽給水施設(簡易専用水道を含む)に関する事務
86	環境浄化及び非行防止の推進に関する事務
87	児童福祉施設(保育所等)の設置等に関する事務
88	無認可(認可外)保育施設設置者に関する事務
89	児童厚生施設に関する事務
90	(削除)
95	計量事務
96	特定商工業者(商工会議所法)に関する事務
97	商工会議所に関する事務
98	商工会に関する事務
99	(削除)

No	移譲事務
101	(削除)
102	中小企業物流効率化に関する事務
103	大規模小売店舗立地法に関する事務
104	(削除)
105	国際観光ホテルの検査に関する事務
106	中小企業者の雇用管理の改善計画に関する事務
108	農業振興地域制度に関する事務
110	家畜市場の登録等に関する事務
111	家畜市場の市場再編整備地域の指定等に関する事務
112	野菜指定産地の指定等に関する事務
113	食品表示法に基づく事務
116	飼育動物診察施設等に関する事務
117	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品等に関する事務
118	輸出水産物の製造事業所の登録等に関する事務
120	入会林野等の権利関係の近代化に関する事務
121	森林組合の設立等の認可等に関する事務
123	土地の使用に係る使用権設定等に関する事務
124	(削除)
125	農地転用に関する事務(4ha以下)
126	(削除)
127	農地等の賃貸借の解約等に関する事務
128	農地法に基づく立入調査等に関する事務
131	土地改良事業工事完了に係る事務
133	土地改良区が行う農業集落排水事業に関する事務
137	農業委員会の行う交換分合計画の認可
142	法定公共物に係る国有財産の譲与に関する事務

No	移譲事務
166	屋外広告物に関する事務
167	都市緑地法に関する事務
169	市街地の再開発に関する事務
171	公有地の拡大の推進に関する事務
178	特定優良賃貸住宅の供給に関する事務
179	(削除)
182	新たに生じた土地の確認に関する事務
183	(削除)
184	一般旅券の発給等に関する事務
188	刀剣類の製作承認事務
189	文化財の保存のための管理・修理に関する事務(県指定)
190	文化財の管理に関する事務(国指定)
191	文化財の管理に関する事務(県指定)
195	国道・県道の用に供されている国有財産及び県有財産の境界確定等に関する事務
196	特定路外駐車場の届出等に関する事務
197	市町村立学校職員の児童手当に関する事務
198	財産区に関する事務
199	農事組合法人に関する監事からの報告受理事務
200	騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域指定事務
201	自動車騒音に係る常時監視
202	騒音規制地域の指定等に関する事務
203	振動規制地域の指定等に関する事務
204	悪臭防止地域の指定等に関する事務
205	養護老人ホームの設置認可等に関する事務
206	地域密着型(入所定員29人以下)特別養護老人ホームの設置認可等に関する事務
208	老人デイサービスセンター等の設置届の受理等に関する事務
209	老人居宅生活支援事業の開始届の受理等に関する事務
210	有料老人ホーム設置届の受理等に関する事務
211	指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務
211	指定居宅介護(予防)支援事業の業務管理体制に係る届出の受理等に関する事務
212	指定介護老人福祉施設の指定、立入検査
213	介護老人保健施設の開設許可、立入検査

No	移譲事務
214	介護医療院の開設の許可、指定介護療養型医療施設の指定
215	軽費老人ホームの設置届の受理等に関する事務
216	老人福祉センターの開始届の受理等に関する事務
217	(削除)
218	(削除)
219	専用水道に関する事務
220	(削除)
221	(削除)
223	終身建物賃貸事業の認可等に関する事務
224	住宅地区改良地区内における建築行為許可等に関する事務
226	宅地造成工事規制区域の指定等に関する事務
228	区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可に関する事務
229	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可に関する事務
235	民生委員の指揮監督に関する事務
236	地域子育て支援拠点事業に関する事務
237	一時預かり事業に関する事務
238	事業協同組合等に関する事務
239	協業組合に関する事務
241	家畜排せつ物の管理及び利用に関する事務
242	分収林契約の募集届出の受理に関する事務
243	土地区画整理組合の賦課金等の滞納処分の認可に関する事務
245	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等
252	中心市街地の活性化に関する法律に関する事務
253	社会教育主事の資格の認定に関する事務
254	(削除)
260	(削除)
261	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務
264	農地利用集積等促進計画の認可に関する事務
266	雨水浸透阻害行為許可に関する事務

別表第2(第1条関係)

No	經由事務
1	自然公園法に係る書類の經由
2	新潟県立自然公園に係る書類の經由
3	新潟県自然環境保全条例に係る書類の經由
4	浄化槽の設置等に係る書類の經由
5	浄化槽法に係る書類の經由
6	保健師、助産師、看護師免許に係る書類の經由
7	医療法に係る書類の經由
8	医師免許に係る書類の經由
9	歯科医師免許に係る書類の經由
10	診療放射線技師免許に係る書類の經由
11	理学療法士・作業療法士免許に係る書類の經由
12	視能訓練士免許に係る書類の經由
13	歯科技工士免許に係る書類の經由
14	歯科衛生士業務従事者届の經由
15	診療エックス線技師免許に係る書類の經由
16	臨床検査技師免許、衛生検査技師免許に係る書類の經由
17	薬剤師免許に係る書類の經由
18	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る書類の經由
19	(削除)
20	(削除)
21	新潟県小規模水道条例に係る書類の經由
22	新潟県心身障害者扶養共済制度条例に係る書類の經由
23	建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る書類の經由
24	バリアフリー法に係る書類の經由
25	埋蔵文化財の保護に関する書類の經由
26	県指定文化財の保護に関する書類の經由
27	国指定文化財の保護に関する書類の經由
28	遊漁船業の登録申請等に係る書類の經由